

特集 議会改革(1)

当別町議会は、6月定例会終了後、直ちに議会改革に着手しました。議会改革について、議長の諮問を受けた議会運営委員会は、議員全員から提出された議会改革の検討項目を基に、毎月議会運営委員会を開催し、議会改革の検討を進めることにしました。

1 今、なぜ議会改革なのか

地方自治の一翼を担っている議会は、議決や意思決定の過程をわかりやすく町民に示し、議会の透明性を高めたり、町民の行政に対する考えや要望を町民の目線に立ったうえで行動し、どのようにして町政に反映していくかが求められています。


当別町議会は、自らの判断と責任で、町民に身近で開かれた議会を目指し、議会改革の検討を進めていきます。

2 議会改革に関する主な検討項目

- 【 議会基本条例の制定 】
- 【 議員定数 】
- 【 議員報酬・期末手当 】
- 【 住民懇談会、議会報告会の開催 】
- 【 通年議会の開催 】
- 【 一般質問の一問一答の導入 】
- 【 議会傍聴規則の見直し 】
- 【 政務調査費の使途基準 】
- 【 議員道外研修 】



これらの主な検討項目を含め、議会改革全般についてスケジュールを組み、今年から概ね2年間をめどに検討に入りました。結論が出た項目から順次実施します。

 **用語解説「議会運営委員会」**
 地方自治法第109条の2の規定により、設置できる委員会で当別町議会では、委員会条例で定数を7人としています。
 町議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、調査や審査をするほか、議案や請願・陳情を2つの常任委員会のどちらかに付託するか審査します。
 今回、議会改革について議長から諮問を受け、議会運営委員会が着手しました。